

総行公第30号  
総行女第7号  
令和2年2月27日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)  
各指定都市総務局長  
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部  
公務員課長  
女性活躍・人材活用推進室長  
(公印省略)

### 新型コロナウイルス感染症への対応に係る職員の柔軟な勤務体制の確保について

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたテレワーク勤務の活用等については、2月18日付け及び同月26日付け地域力創造グループ地域政策課事務連絡により、患者・感染者との接触機会を減らす観点から、地域の実情に応じた取組等をお願いしたところです。

さらに、本日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、3月2日からの学校の臨時休校を要請することが表明され、行政機関等に対して、休みが取りやすくなる環境を整えるとともに、子どもを持つ保護者に配慮するよう求められたところです。

各地方公共団体におかれましては、今般の内閣総理大臣からの要請も踏まえ、テレワーク、時差出勤、適切な業務配分等の業務上の配慮を行い、職員の柔軟な勤務体制を確保していただくようお願いします。また、職員の年次有給休暇等の取得につきましても、格段の御配慮をお願いします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

**【連絡先】** 総務省自治行政局公務員部公務員課  
公務員第四係 包、河本、石塚  
電話 03-5253-5544（直通）  
女性活躍・人材活用推進室企画係 安藤、堀田  
電話 03-5253-5546（直通）